

砂川市規則第2号  
令和5年3月16日

砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年規則第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日までに感染した砂川市国民健康保険条例（昭和34年条例第9号）第9条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の療養のためにその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の就労を予定していた日のうち最初の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。